

厚生保健委員会

こども家庭部子育て支援課

児童扶養手当の法改正に伴う児童福祉システムの改修に係る予算流用について

1 目的

令和3年3月1日施行の児童扶養手当の法改正により、受給資格の判定方法が一部変更となったことから、児童扶養手当の支給までに児童福祉システムを改修する必要があるため、予算流用にて対応する。

2 事業内容

(1) 改正内容

① 手当額の算出方法の変更

令和3年3月分の手当（令和3年5月支払）以降、児童扶養手当額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになるもの

② 所得の算定方法の変更

今までは非課税公的年金（障害年金、遺族年金、労災年金等）は、受給資格の判定の際に除外されていたが、令和3年3月からは障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限の「所得」に非課税公的年金給付等も含まれることとなった

(2) 改修内容

① 令和3年5月定期払対応するシステムの改修

② 令和3年8月の現況届対応に向けた各種様式変更等の改修

3 流用額 16,803 千円

	事業	節	細節	金額（千円）
流用元	児童扶養手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△16,803
流用先	児童福祉システム 運用事業	12 委託料	14 その他事業	16,803

4 その他

5月補正予算の議決後に、流用戻しを行う。